



■ 新型コロナウイルス(COVID-19)を理由とした休業時の従業員への給与の支給について

2020年3月30日付官報にて、新型コロナウイルス(COVID-19)の蔓延を受けた緊急事態が宣言されました。翌31日には、この事態への対応をまとめた保健省令が発表され、3月30日～4月30日まで必要不可欠な業務以外の停止や60歳超の人や妊婦、慢性的な心疾患や肺疾患等、特定の病気を患う人の自宅待機などを行うこととされました。これを受け、会社の操業を停止した場合、従業員に対する給与は支払わなければならないのでしょうか。

労働法(Ley Federal del Trabajo)によると、不可抗力による場合や主幹当局によって衛生上の不測の事態が宣言された場合は、一時的に労使関係を中断することができることとされており(労働法第427条)、不可抗力による場合は、当局への通知とその承認を以て補償額を決定すること、衛生上の不測の事態の宣言の場合は、停止の日から1か月間は、休業の日数に応じて最低賃金額の補償を支払う義務がある(労働法第429条)と定められています。従って、労働法に従うと、給与全額の支払い義務はないこととなります。

それでは、3月30日に公衆衛生上の緊急事態が宣言された現在、会社の操業を停止した場合は、最低賃金額による補償のみで良いのでしょうか。労働福祉省(Secretaría del Trabajo y Previsión Social)及びPROFEDET(Procuraduría Federal de la Defensa del Trabajo)が公表した『COVID-19下での労働環境 Q&A』(原題“PREGUNTAS FRECUENTES Situación laboral frente al COVID-19”、2020年4月1日公表、同年4月6日改定)によると、『不可抗力による緊急事態であるため、最低賃金を支払うという基準は適用されない』と労働法に定める『衛生上の不測の事態』の適用を明確に否定し、現段階では労働者との相互合意があることが重要だとされています。また、4月1日に保健省と労働福祉省の合同の動画メッセージが公表*されましたが、その中では、労働法にはこのような状況に適用できる法的根拠はなく、賃金の支払い停止や最低賃金のみを支払うといったことは適用されない。給与全額の支払いは一般的な義務であり、労働者保護を最大限に考慮し使用者と労働者の合意が成立するよう求められています。これらを踏まえると、最低賃金額以上の額によって、使用者及び労働者の十分な協議及び合意によって支給額を決める必要があると考えます。

*労働福祉省 facebook ページ

<https://www.facebook.com/stpsmx/videos/2268103190152591/?v=2268103190152591>

■ 感染症の疑いのある従業員を休ませた場合の労働法上の取扱

前述の通り、4月30日までの操業の停止等が発せられていますが、操業を継続している場合や休業停止期間以降に、労働者に新型コロナウイルス(COVID-19)感染の疑いがある場合、休むことを命じることはできるのでしょうか。

「疑い」の度合いにもよりますが、明らかに何らかの症状が出ている場合、まず、労働者は、使用者に通知する義務があり(労働法第134条第10号)、使用者も衛生上の緊急事態の場合には、病気の蔓延を防ぐ義務があります(労働法第132条第19bis号)。この場合、労働者が病院の診断の結果、感染症を患っていた場合、労働法上は、一時的に労使関係を中断することができ(労働法第42条)ることとなります。ただし、労働法第429条第4号に定める、衛生上の事態による仕事の中断によって、1か月間の最低賃金額による補償が適用される場合には、これに従うこととなります。

では、新型コロナウイルス(COVID-19)発症事例の多い国(欧米や中東、日本、韓国、中国など)への渡航の後に、症状は見られないものの一定期間の出社の見合わせを要請する行為は、どう解釈されるのでしょうか。労働法にはこのような場合を想定した規定はありませんが、感染症予防の観点からは、ウイルスの潜伏期間に応じた一定期間出社しないよう要請すること自体は認められるものの、その期間においては、給与の支払い義務は生じると解されます。

以上は労働法上の解釈になりますので、就業規則等によって別段の定めがある場合や、当局による特別措置等の発表があった場合には、それらの定めに従うこととなりますので、ご注意ください。

■ 会社清算手続きの概要

会社清算にあたっては、特別株主総会を開催し、解散決議を行い、清算人を指名します。清算人は1人または複数の指名が可能です。解散の決定、清算人の指名は同時に行い、その決定後ただちに商業登記(Registro Público de Comercio)を行う必要があります。解散決議の商業登記が完了した場合、直ちに財務省(Secretaría de Hacienda y Crédito Público)に清算手続き開始の通知を行わなければなりません。なお、清算人の指名が商業登記簿に登録され、職務を開始するまでは、取締役は任務を継続することとなりますが、新たな業務を開始することはできません。

清算人が指名された場合、取締役は会社のすべての資産、負債の目録、帳簿および文書を清算人に引き渡さなければならず、これらの書類を受け取った清算人は、定款の定め、これがない場合は、会社法の定めに従って清算事務を進めることとなります。具体的には、清算各種取引の停止、債権者への債務の支払い、債務者からの債権の回収、会社の資産の売却、清算貸借対照表の作成、清算された残りの資産の債権者や株主への分配などです。

最終の清算貸借対照表は経済省(Secretaría de Economía)の電子システムで公表し、15日間の異議申立期間を設ける必要があります。その後、特別株主総会を招集し、その承認を決議します。この決議を公証し、商業登記所に届出て会社が消滅することとなります。また、財務省にも清算終了の通知を行い RFC の抹消を行います。

■ 3月の主な法律・規則等の改正・制定情報

| 公示日 | 施行日 | 法令・規則等 | |
|-------|-----------------------------|--|-------------|
| 3月6日 | 3月7日 | Constitución Política de los Estados Unidos Mexicanos | 改正 |
| 3月10日 | 3月11日 | Disposiciones Técnicas para el Aprovechamiento del Gas Natural Asociado, en la Exploración y Extracción de Hidrocarburos. | 改正 |
| 3月13日 | 3月14日 | Lineamientos del Fondo de Aportaciones para la Infraestructura Social | 制定 |
| 3月18日 | 3月19日 | Lineamientos por los que se establecen las bases y requisitos que deberán cumplir las entidades federativas para acceder al subsidio destinado a la implementación de la Reforma al Sistema de Justicia Laboral. | 制定 |
| 3月24日 | 3月24日 | Acuerdo por el que se establecen las medidas preventivas que se deberán implementar para la mitigación y control de los riesgos para la salud que implica la enfermedad por el virus SARS-CoV2 (COVID-19) | 制定 |
| 3月25日 | 3月26日 | Acuerdo por el que se dan a conocer los días del año 2020 y el mes de enero de 2021, considerados como inhábiles para efectos de los actos y procedimientos administrativos que substancia la Secretaría del Trabajo y Previsión Social. | 制定 |
| 3月26日 | 3月26日 | Acuerdo por el que se suspenden términos en la Secretaría de Economía y se establecen medidas administrativas para contener la propagación del coronavirus COVID-19. | 制定/ 4月30日まで |
| 3月26日 | 3月27日 | Acuerdo por el que se establece la suspensión de plazos y términos legales en la Secretaría del Trabajo y Previsión Social | 制定 |
| 3月30日 | 3月30日 | Acuerdo por el que se declara como emergencia sanitaria por causa de fuerza mayor, a la epidemia de enfermedad generada por el virus SARS-CoV2 (COVID-19). | 制定/4月30日まで |
| 3月31日 | 3月31日 | Acuerdo por el que se establecen acciones extraordinarias para atender la emergencia sanitaria generada por el virus SARS-CoV2. | 制定 |
| 3月27日 | 10月1日 (一部 2021年 4月1日) | NOM-051-SCFI/SSA1-2010 Especificaciones generales de etiquetado para alimentos y bebidas no alcohólicas preenvasados- Información comercial y sanitaria. | 改正 |

■ お知らせ

新型コロナウイルス(COVID-19)の感染防止のため、弊事務所では全従業員の在宅勤務を行っております。そのため、お電話への対応ができませんので、メールにてご連絡いただけますと幸いです。

業務は在宅勤務の形で継続しておりますので、新型コロナウイルスに伴う対応に関する法務上のご相談などがございましたらご連絡下さい。

なお、行政機関も多くの手続が中止され、また少ない人員で対応していることから行政とのやり取りは難しい状況となっております。

お客様の皆様大変な状況かと思いますが、協力してこの事態を乗り越えていければと存じますので引き続きよろしくお願い申し上げます。



TNY LEGAL MEXICO S.A. DE C.V. (TNY 国際法律事務所)

Address

Hegel 207 Piso 6, Col. Polanco V
Sección, Miguel Hidalgo, C.P.11560,
Ciudad de México, México.

Contact



(+52) 55-5255-0236



info@tnygroup.biz



<https://www.tny-mexico.com>